

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5650666号
(P5650666)

(45) 発行日 平成27年1月7日(2015.1.7)

(24) 登録日 平成26年11月21日(2014.11.21)

(51) Int.Cl.

F 1

A47C 7/66	(2006.01)	A 47 C 7/66
A61G 5/00	(2006.01)	A 61 G 5/00 503
A47C 4/28	(2006.01)	A 47 C 4/28 A

請求項の数 10 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2011-550254 (P2011-550254)
 (86) (22) 出願日 平成22年2月12日 (2010.2.12)
 (65) 公表番号 特表2012-517863 (P2012-517863A)
 (43) 公表日 平成24年8月9日 (2012.8.9)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2010/024024
 (87) 國際公開番号 WO2010/093870
 (87) 國際公開日 平成22年8月19日 (2010.8.19)
 審査請求日 平成25年2月7日 (2013.2.7)
 (31) 優先権主張番号 61/152,303
 (32) 優先日 平成21年2月13日 (2009.2.13)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者 510219442
 プロ・パフォーマンス・スポーツ
 Pro Performance Spo
 rts
 アメリカ合衆国92008カリフォルニア
 州カールスバッド、スウェート130、ニ
 ュートン・ドライブ5823番
 (74) 代理人 100092093
 弁理士 辻居 幸一
 (74) 代理人 100082005
 弁理士 熊倉 植男
 (74) 代理人 100088694
 弁理士 弟子丸 健
 (74) 代理人 100103609
 弁理士 井野 砂里

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】折りたたみ天蓋椅子

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

折りたたみ椅子であって、第1の側と、第2の側と、を備えた折りたたみ椅子フレーム(12)と、
このフレームに設けられた座部(14)と、前記フレーム(12)の第1の側に設けられた第1の取付部(30)と、前記フレーム(12)の第2の側に設けられた第2の取付部(30)と、単一の支柱(22)と、この支柱(22)に取り付けられる折りたたみ可能な天蓋(26)と、を備えた傘(20)と、前記単一の支柱(22)の下端に設けられて前記第1の取付部と前記第2の取付部の双方に係合可能であり、前記傘を前記折りたたみ椅子フレーム(12)のいずれかの側に取り付け可能な第3の取付部(28)と、を有することを特徴とする折りたたみ椅子。

【請求項2】

前記支柱が枢動可能に接合された上部および下部セグメントを有し、前記天蓋(26)の位置が前記椅子に対して調整が可能となるよう前記上部セグメントが前記下部セグメントに対して枢動する、請求項1に記載の折りたたみ椅子。

【請求項3】

前記支柱の前記下部セグメントが、前記天蓋(26)を前記椅子に対してさらに調整するため、前記第1の取付部又は前記第2の取付部に近接して枢動する、請求項2に記載の

折りたたみ椅子。

【請求項 4】

前記上部および下部セグメントが、互いに対して少なくとも 180° 枢動する、請求項 2 に記載の折りたたみ椅子。

【請求項 5】

前記支柱が前記第 1 の取付部又は前記第 2 の取付部に近接して枢動する、請求項 1 に記載の折りたたみ椅子。

【請求項 6】

前記支柱が前記フレームに対して水平軸の周りを 360° 枢動する、請求項 5 に記載の折りたたみ椅子。

10

【請求項 7】

前記天蓋(26)が前記支柱の軸の周りを 360° 回転できるよう、前記傘のスパークが前記支柱に枢動可能に接合される、請求項 1 に記載の折りたたみ椅子。

【請求項 8】

前記第 1 の取付部又は前記第 2 の取付部がクリップを有する、請求項 1 に記載の折りたたみ椅子。

【請求項 9】

前記傘を前記椅子に対して選択的に前方および後方に位置決めるため、前記支柱が少なくとも 1 つのロックする押しボタンヒンジを有する、請求項 1 に記載の折りたたみ椅子。

【請求項 10】

前記傘が非対称形である、請求項 1 に記載の折りたたみ椅子。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、2009年2月13日出願の米国仮特許出願第 61/152,303 号の米国特許法 119 条による優先権を主張し、その出願は全ての内容を参照により本明細書に組み込まれる。

【背景技術】

【0002】

椅子の座部および背もたれ部を形成するため布材料を取り付けた折りたたみ可能なフレームを有する折りたたみ椅子は、戸外の活動およびイベントで一般的である。これらの椅子は、運搬および格納のためコンパクトで容易にスリープ形バッグに収まるように、垂直面および長手方向の軸に沿って折りたたむ。

30

【0003】

種々のタイプの天蓋が、多数のタイプの折りたたみ椅子の付属品として公知である。これらの先行技術の天蓋は、一般的に形状は対称形で、一般的に椅子フレームの両側の一対の支持アームを使用して、または傘取付部材のような 1 本の中心に位置するアームまたは支柱を使用して、椅子の背部に装着される。これらの天蓋および傘は、椅子の折りたたみ性能をときどき限定し、または椅子が折りたたまれる前に外されなければならない。いくつかの天蓋または傘は、フレームに取り外し可能または着脱可能に装着される。これらの種々の先行技術の覆いは、しばしば、太陽または雨から人間を保護するための椅子の上の天蓋または傘の調節可能性が少ない。

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従って、本発明の第一の目的は、調節可能な傘を有する改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0005】

本発明の 1 つの目的は、傘が水平および垂直軸の周りを枢動する折りたたみ天蓋椅子の提供である。

50

【0006】

本発明の他の目的は、椅子フレームが傘を外すことなく2つの垂直軸周辺で折りたたみ可能な、改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0007】

本発明のさらなる目的は、傘が非対称形で、椅子フレームの装着のための1本の支柱を有する折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0008】

本発明のさらに他の目的は、傘の調節可能性のため接合された支柱を持つ傘を有する折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0009】

本発明のさらに他の目的は、椅子の左側または右側に選択的に装着可能な天蓋を有する折りたたみ天蓋椅子の提供である。

10

【0010】

本発明の他の目的は、傘が椅子に接合されている間、直立した使用位置および下がった格納位置の間のおよそ180°を枢動する、折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0011】

本発明のさらなる目的は、椅子に座っている人間に太陽から影を作るため、傘が垂直軸の周りを360°回転可能な、改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0012】

本発明の他の目的は、椅子のアームおよび座部に取り付けられた格納ポケットを有する折りたたみ天蓋椅子の提供である。

20

【0013】

本発明のさらなる目的は、腰部支持体を有する、改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0014】

本発明のさらに他の目的は、組込みの栓抜きを有する、改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0015】

本発明のさらに他の目的は、覆いが金属の下塗を有する、折りたたみ天蓋椅子の提供である。

30

【0016】

本発明の他の目的は、天蓋がクリップを用いて椅子のいずれかの側に接合可能な、折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0017】

本発明のさらなる目的は、水平軸の周りの調節可能性のため、傘支柱が2つの押しボタンヒンジを有する折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0018】

本発明の他の目的は、製造が経済的で、耐久性があり、使用中は安全な、改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

【0019】

本発明の他の目的は、使用位置および格納位置の間を迅速および容易に変更可能な、改良された折りたたみ天蓋椅子の提供である。

40

【課題を解決するための手段】**【0020】**

本発明の折りたたみ天蓋椅子は、クリップ接合で椅子のいずれかの側に装着可能な、着脱可能な天蓋または傘を有する。傘の支柱は、2つの水平軸の周りの枢動移動のため2つの押しボタンヒンジを有し、傘の頂部は360度枢動して、太陽および/または雨から椅子に座っている人間を保護するため、椅子の上の傘の位置の調整を可能にする。椅子は、背もたれ部内の腰部支持体、1つまたは複数の格納ポケット、栓抜き付ファスナ、および飲料缶および瓶ホルダーを有する。椅子は、椅子フレームから天蓋を取り外すことなく折

50

りたたみ可能である。椅子および取り付けられた天蓋は、格納および運搬のため、スリーブバッグに入れることができる。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1】椅子の左側および右側の代替的な位置の傘を示す、本発明の改良された折りたたみ天蓋椅子の斜視図である。

【図2】天蓋椅子の正面図である。

【図3】天蓋椅子の背面図である。

【図4】天蓋椅子の右側面図である。

【図5】傘の1つの調整された位置を示す、図4と同様の図である。

10

【図6】天蓋椅子の左側面図である。

【図7】実質的に垂直軸の周りで回転される代替的な位置の傘を示す、天蓋椅子の上部平面図である。

【図8】傘が椅子フレームに近接して格納位置に折りたたまれた、椅子の斜視図である。

【図9】椅子および傘のクリップ部材の拡大分解図である。

【図10】天蓋支柱の1つの押しボタンヒンジの拡大図である。

【発明を実施するための形態】

【0022】

本発明の椅子を、通常、図内で参照番号10で示す。椅子は、椅子の脚部および椅子10の背もたれ部、座部、およびアームレストの支持体を形成する折りたたみフレーム12を有する。布材が、椅子座部14、背もたれ部16、およびアームレスト18を形成するように、フレーム12に取り付けられている。フレーム12は、椅子10が使用位置および格納位置の間を折りたたみおよび広げられるように、横方向に横断および長手方向に前から後ろに伸びる垂直軸の周りで折りたたむ。フレーム12、座部14、背もたれ部16およびアームレスト18の一般的な構造は、市販されている「ケルシウス」椅子のような、当業界で公知の種々の形態をとってもよい。

20

【0023】

椅子10は、フレーム12に取り外し可能に接合された天蓋20を有する。天蓋20は、支柱22、複数のスパーク24、および布製覆いまたはボディ26を有する傘の形態である。

30

【0024】

支柱22の下端は、クリップ28を用いてフレーム12に装着されている。クリップ28は、いずれの好都合な形態であってもよい。望ましい形態では、クリップ28は、椅子10の背もたれ部16に近接した、フレーム12の上側に固定されたメス型受口30を有する。支柱22の下端は、天蓋20がフレーム12にロックされるように、メス型受口30に受け入れられる弹性のあるタブ34が付いたオス型部材32を有する。受口30は、椅子10から傘20を外すために人間の指がタブ34を押し下げられるよう、開口部を有する。弹性のあるタブ34は、天蓋20をメス型受口30から取り外すのを可能にする。図に見られるように、椅子に座っている人間の所望に応じて天蓋22が椅子10のどちらの側にも選択的に位置決めが可能となるよう、メス型受口30はフレーム12の左側および右側の両方につけられる。

40

【0025】

望ましい実施形態では、天蓋20の支柱22は上部および下部セグメント36、38を有する。上部セグメント36が下部セグメント38に対して水平軸の周りを前方および後方におよそ180°～270°枢動できるよう、押しボタンヒンジ40が、上部および下部セグメント36、38の接合部につけられる。第2の押しボタンヒンジ42が、オス型クリップ部材32に近接して、下部セグメント38の底部につけられ、下部セグメントが椅子10のアームレストとフレーム12の後側の間を前方および後方に少なくとも270°枢動できるようにする。ヒンジ42が、椅子10に対して傘20の360°の回転を可能にするのが望ましい。押しボタンヒンジ42は、天蓋20が椅子10の上に伸びる使用

50

位置とフレーム 1 2 に近接した格納位置の間を移動することを可能にする。ヒンジ 4 0 および 4 2 は、増分角度で位置をロックする。ヒンジのボタンが押し下げられるとき、ヒンジのロックは外れ、ボタン軸の周りの回転移動を可能にする。ボタンが離されると、ヒンジは選択された角度の方向にロックする。よって、傘はヒンジ 4 0 、 4 2 の 1 つまたは両方の周りを枢動でき、椅子に対する太陽の角度によって、椅子 1 0 に影を作る。支柱セグメント 3 6 、 3 8 は、図 1 ~ 4 に示されるように、同軸方向に整列してもよく、または、図 5 の一例に示すように種々の角度で配置してもよい。

【 0 0 2 6 】

図 8 に示されるように、折りたたんだ傘のボディ 2 6 を格納位置に保つため、ベルクロストラップ 4 4 をつけてもよい。ベルクロストラップ 4 4 は、十分に長い場合、格納位置で天蓋 2 0 を固定するためフレーム 1 2 の周りに伸ばしてもよい。椅子 1 0 が使用のために広げられるとき、またはスリーブバッグ（図示せず）に格納および運搬のために折りたたまれるときに、天蓋 2 0 の格納位置を保持できる。

10

【 0 0 2 7 】

天蓋または傘 2 0 のボディ 2 6 は、上部支柱セグメント 3 6 の軸の周りをどの方向にも 360° 回転するよう、支柱 2 2 の上端に回転可能に装着される。よって、上部支柱セグメント 3 6 の軸の周りのボディ 2 0 の回転、および押しボタンヒンジ 4 0 、 4 2 の水平軸の周りの支柱セグメント 3 6 、 3 8 の枢動移動で、太陽、風および / または雨からの所望の保護のため、椅子に座っている人間に、天蓋または傘 2 0 を選択的に位置決めできるようになる。傘 2 0 も、最善に保護するため、太陽の角度によって椅子のどちらの側にもクリップで留めてよい。

20

【 0 0 2 8 】

天蓋または傘 2 0 のボディ 2 6 の形状は非対称形で、支柱 2 2 がボディ 2 6 の中心に対して偏っている。スパーク 2 4 は、従来の傘のように同じ長さではない。例えば、図 7 に最もよく見られるように、2 本の短いスパーク、2 本の長いスパークおよび 2 本の中間のスパークがある。この天蓋または傘 2 0 の偏った非対称形形状は、傘を椅子フレーム 1 2 の一方の側に装着できるようにし、一方でなお図 7 に最もよく示されるように、椅子 1 0 の幅いっぱいに影または保護を提供できるようにする。傘の形状は、長い側、短い側、および反対側の側面を定め、所望の影をつくる一方で椅子に座っている人間が傘に遮られることなく活動またはイベントを見ることを可能にするよう、どの側を椅子 1 0 の前方に位置決めてよい。ボディ 2 6 の下側は、紫外線保護および熱抵抗の強化のため、コーティングまたは金属層を有することが望ましい。

30

【 0 0 2 9 】

椅子 1 0 は、快適で便利であるよう、独自の付加的な機能を有する。座部 1 4 、背もたれ部 1 6 、およびアームレスト 1 8 の布にパッドをつけてもよい。腰部支持体 4 6 が、快適性を増すため、背もたれ部 1 6 につけられる。飲料入れ 4 8 を、アームレスト 1 8 の一方または両方につけてもよい。格納ポケット 5 0 、 5 2 を、アームレスト 1 8 の一方またはそれ以上、および座部 1 4 の前部につけてもよい。ポケット 5 0 、 5 2 は、ポケットの開閉のため、ファスナ 5 4 を有することが望ましい。ファスナ 5 4 のうちの 1 つは、ファスナの引手に、栓抜きを有してもよい。

40

【 0 0 3 0 】

使用中、人間が椅子 1 0 に座るのを止めたとき、従来の傘と同様に、支柱 2 2 に摺動可能に装着されスパークの内側端が取り付けられた環を引きあらすことで、傘ボディ 2 6 を折りたたむためスパークまたはリブ 2 4 を迅速および容易に折りたたむまたは引き込むことが可能である。それから、支柱セグメント 3 6 、 3 8 が角度をつけて方向付けられていれば、押しボタンヒンジ 4 0 を押し下げることでまっすぐにされる。それから、支柱 2 2 が後方および下方に折りたたまれてフレーム 1 2 の後側に近接して位置決められるのが可能となるよう、押しボタンヒンジ 4 2 を作動することが可能である。それから、当業界で公知のように、フレーム 1 2 を、天蓋 2 0 を取り外すことなく完全に折りたたまれた位置へ折りたたみ運搬バッグまたはケースに入れるよう、折りたたむことが可能である。左側

50

および右側のクリップ、ボタンヒンジ、および傘の回転するボディは、椅子に対する傘の実質的に無限の位置決めの選択肢を可能にする。

【0031】

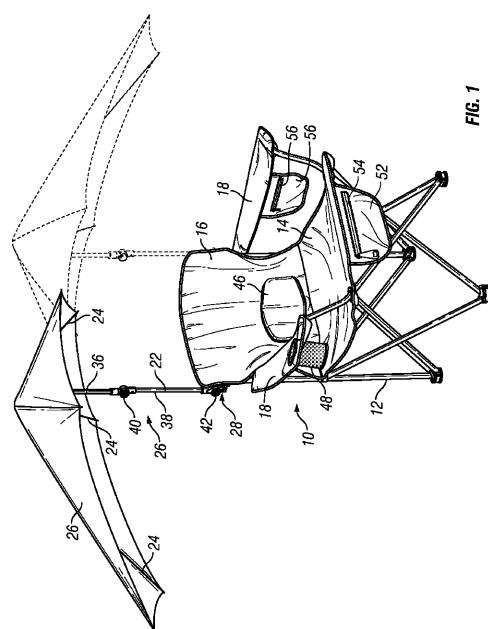
望ましい実施形態と共に本発明が示され前述され、本発明の意図された趣旨および範囲内の多くの改良、置換および追加がされうることが理解される。例えば、支柱22は、クリップ28以外のコネクタまたは装着手段でフレーム12に着脱可能に接合してもよく、フレーム12または椅子10に対して支柱22を枢動するため、異なるヒンジを使用してもよい。支柱22も、1つの部品または複数の部品でもよく、または伸縮構造でもよい。椅子の構造も、図で示されるものから変更してもよい。

【0032】

前述から、本発明は少なくとも述べられた全ての目的を達成することがわかる。

10

【図1】



【図2】

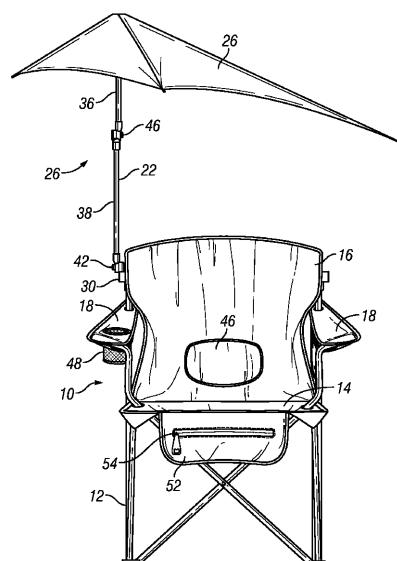


FIG. 2

【図3】

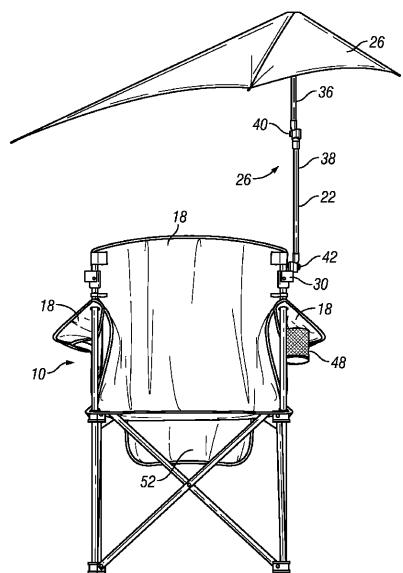


FIG. 3

【図4】

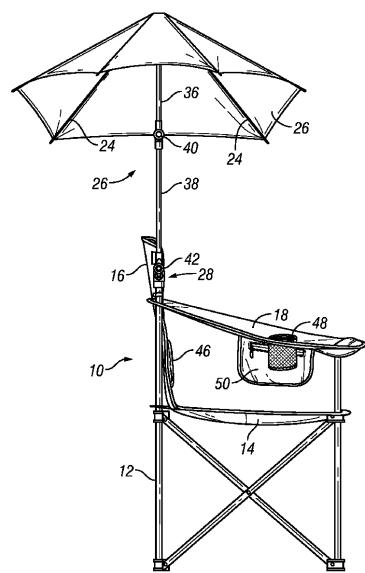


FIG. 4

【図5】

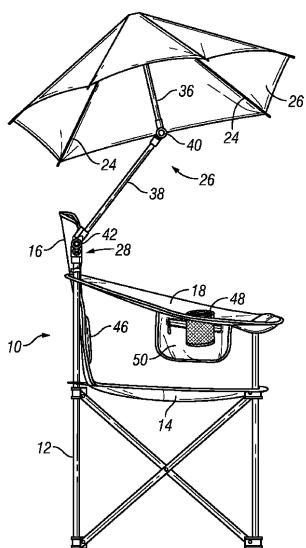


FIG. 5

【図6】

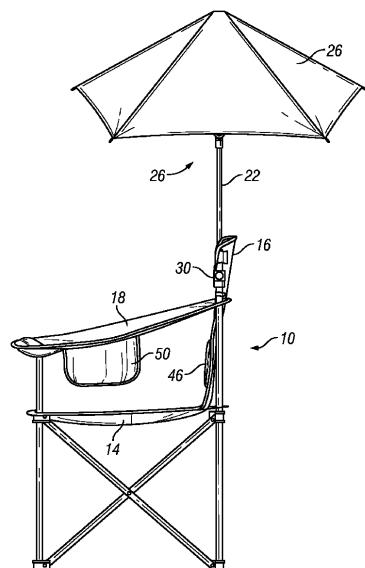


FIG. 6

【図7】

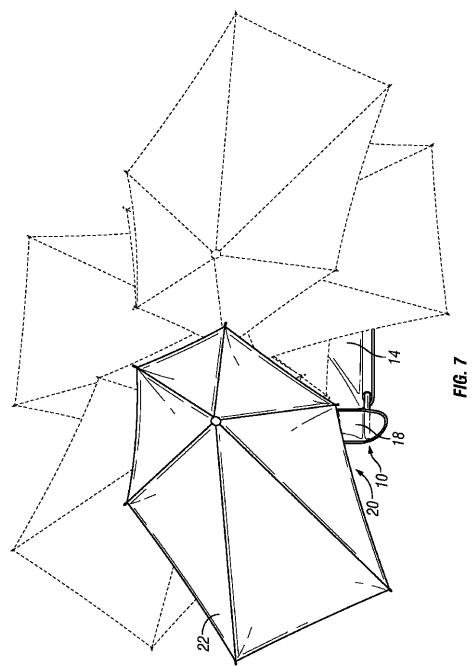


FIG. 7

【図8】

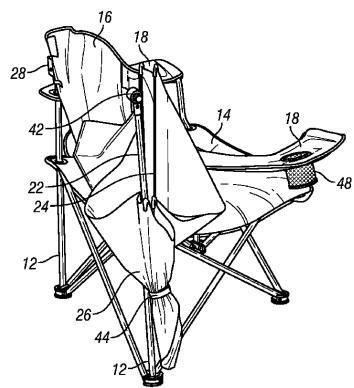


FIG. 8

【図9】

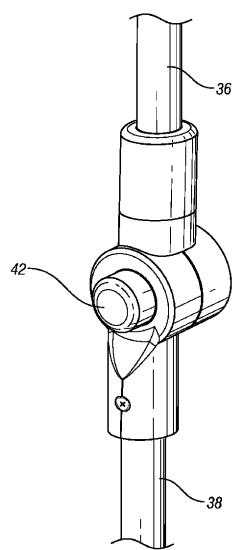


FIG. 9

【図10】

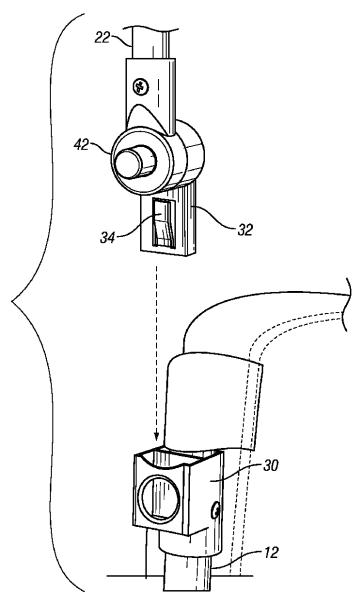


FIG. 10

フロントページの続き

(74)代理人 100095898

弁理士 松下 満

(74)代理人 100098475

弁理士 倉澤 伊知郎

(72)発明者 クイン トーマス エイ

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 92008 カールスバッド ニュートン ドライブ 58
23 スイート 130

審査官 久保田 信也

(56)参考文献 特開2006-081916 (JP, A)

実公昭47-011322 (JP, Y1)

米国特許出願公開第2004/0222678 (US, A1)

特表2008-517709 (JP, A)

米国特許第4809724 (US, A)

米国特許出願公開第2002/0157693 (US, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A47C 7/66

A47C 4/28

A61G 5/00